

二宮町農作物鳥獣被害対策補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農作物の被害軽減を図ることを目的とし、予算の範囲内において補助金を交付することについて、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

第2条 二宮町地内で農業を営むる農業者とし、申請に係る農地は、町内の農地又は町内に住所を有する農業者が耕作の権利を持つ平塚市、小田原市、大磯町及び中井町の農地とする。

(補助率)

第3条 有害鳥獣防除用資材の購入に要した費用の1/2以内とし、限度額を30,000円とする。

2 前項に規定する限度額は、1世帯に対し当該年度中に交付決定した金額の合計とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度内に購入したものについて、二宮町農作物鳥獣被害対策補助金交付申請書（第1号様式）に必要事項を記入し添付書類を添えて町長に提出するものとする。

2 本補助金の交付申請は、1世帯につき1年間で1度を限度とし、当該年度の3月末日を期日とする。

(補助金の交付決定)

第5条 前条による補助金交付申請があった場合、町長はすみやかに内容を審査し、適当と認めるときは、二宮町農作物鳥獣被害対策補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 1件の交付申請案件について、二宮町以外の機関より補助金の交付を受けており、その金額と、第3条第1項に規定する補助率を用いて算出された交付決定額との合計が購入費を上回る場合、購入費より二宮町以外の機関から交付された補助金の金額を除いた金額に、第3条第1項に規定する補助率を乗じて算出された金額を交付決定額とするものとする。ただし、他の自治体を実施する同種の補助金との重複支給は認めないものとする。

(補助金の返還)

第6条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは

一部の返還を命ずることができる。

(1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(2) この要綱の規定に違反して補助金の交付を受けたとき

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

二宮町農作物鳥獣被害対策補助金交付申請書

年 月 日

二宮町長 殿

申請者 住所
氏名

二宮町農作物鳥獣被害対策補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請いたします。

購入先			
品名			
個数			
設置場所			
購入金額			
添付書類	<input type="checkbox"/> 請求書 <input type="checkbox"/> 領収書（写）		
	町内に住所を有する農業者が耕作の権利を持つ平塚市、小田原市、大磯町、中井町の農地を申請する場合に添付するもの。 <input type="checkbox"/> 農地の位置図 <input type="checkbox"/> 防除資材設置後の写真		
振込先	金融機関名		
	種類	普通・当座	番号
	ふりがな		
	<input type="checkbox"/> 座名義		
前年課税売上高	<input type="checkbox"/> 1,000万円以上 <input type="checkbox"/> 1,000万円未満		

二第 号
年 月 日

二宮町農作物鳥獣被害対策補助金交付決定通知書

殿

二宮町長

年 月 日付けで申請のありました二宮町農作物鳥獣被害対策補助金
について、二宮町農作物鳥獣被害対策補助金交付要綱第5条の定めるところにより、
次のとおり交付する。

記

交 付 金 額	一金 円也	
補 助 対 象 の 品 名 等	品 名	
	個 数	
備 考		